第１回（旧）役場跡地利活用検討委員会議事録

１　開催日時　　令和８年１０月６日（火）午後１時３０分から午後３時３０分まで

２　開催場所　　利府町役場２階　第１、２委員会室

３　出 席 者　　別紙『出席者名簿』のとおり

４　議題
①（旧）役場跡地利活用検討委員会について
②利府町プレイスデザインワークショップの報告
③視察先施設について

５　会議資料
資料①　（旧）役場跡地利活用検討委員会の概要
資料②　（旧）役場跡地利活用の検討経過
資料③　利府町プレイスデザインワークショップ資料
資料④　利府町プレイスデザインワークショップ意見・要望一覧
資料⑤　視察先候補地資料
参考①　（旧）役場跡地の概要
参考②　利活用方針に係る町民への意見募集の結果について
参考③　土地利用の参考事例
参考④　佐々木委員長掲載記事（権利の都合上資料の公開はしません。）

６　議事内容
（１）町長あいさつ
（２）委員紹介
（３）議事
○会議の非公開について
会議冒頭佐々木委員長から、下記の理由による委員会の非公開について　発議があり、出席委員（企画部長、経済産業部長及び都市開発部長を除く）全員の賛成により委員会の非公開を決定する。
・会議内での発言事項等については、具体的な事例や利活用案についてのものとなり、中間的な情報や未成熟な意見等の流布は、町民の不要な混乱を招き、事務事業の適正な執行に支障を生ずるおそれがあるため。
・会議内では、利活用方法など具体的な機能について協議が行われるため、委員に対しての民間事業からの不当な干渉等により、会議の内容が不当にゆがめられるおそれがあるため。
《質疑・意見》
・議事録の作成においては、民間事業者からの干渉を防ぐため、発言者の特定がされないよう配慮願う。

①（旧）役場跡地利活用検討委員会について（資料①②、参考①②）

事務局より説明。

《質疑・意見》

・町民の想いや意見を取り入れずに行政の独断で利活用案を作成したことが問題であった。
・利活用を検討していくにあたっては、次の世代の人達に「この場所があって良かった」と言ってもらえるような場所にしなくてはならない。
・行政の独断専行が多くなってきていると感じているため、様々な場面でしっかりと町民の意見を聞くようにして欲しい。
・行政はこれまでの意思決定のプロセスを見直し、地域間での合意形成を取り込むための制度設計が必要である。

②利府町プレイスデザインワークショップの報告について（資料③④）

事務局より説明。

《質疑・意見》

・ワークショップにおいて、多くの意見があったということは、それだけ町への愛着を持つ方が多いということであり、これは大変貴重な財産でもある。その愛が更に深まる利活用方法を検討しなければならない。
・ワークショップで行ったように、地域の歴史を深堀することは重要である。
・利活用のターゲットを明確かつ地域と共有することが重要である。
・結果までのプロセス構築に町民を巻き込み、未来志向で物事を考えていくことが重要である。
・当初の利活用案は合理性だけを追求したもので、この町に暮らしている人達の想いが欠けている。
・地域との連携を重要視する必要がある。
・跡地だけに捉われずに、面的なまちづくりを考える必要がある。
・団地エリアと跡地近隣エリアの住民間で意見の相違はあると思う。
・町民と行政の協働によるまちづくりのチャンスでもある。
・様々な形で町民の意見抽出が必要になる。
・行政の前例踏襲的な考え方は見直すべき。
・跡地にある囲が良くない。まずは囲を撤去し、広場や駐車場として活用するなど目に見える形での行動が必要。
・社会的な物価高騰の動向を注視しながら、その先の利活用を検討するなど、長期にわたっての慎重な検討が必要である。
・行政は検討状況を細かく町民に示していく必要がある。
・利府町は進学や就職を理由に町を離れていく子どもが多い。その前提を考慮せずに未来の姿を考えることはできない。
・各資料を確認する限り、行政の進め方に問題があったと感じる。
・まずは、駐車場等の利活用とし、その先のことは時間をかけて検討していけば良いのではないか。
・利府町民としての心の芯となるよう、町のシンボル的な新しい魅力が必要である。

③視察先施設について（資料⑤、参考③）

視察先を視察先候補②「アキウ舎」及び視察先候補④「住協パーク仙台駅西口芝生広場」とすることを全員の賛成により決定する。

《決定理由》

・アキウ舎

秋保地区を面として捉えた地域活性化に取り組んでいるため。

・住協パーク仙台駅西口芝生広場

暫定的に広場及び駐車場として土地の利活用を図っているため。

（4）その他

事務局より、各種事務手続きについて説明。

上記のとおり（旧）役場跡地利活用検討委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、委員長が署名及び押印する。

令和 8 年 11 月 2 日

委員長 佐々木秀之